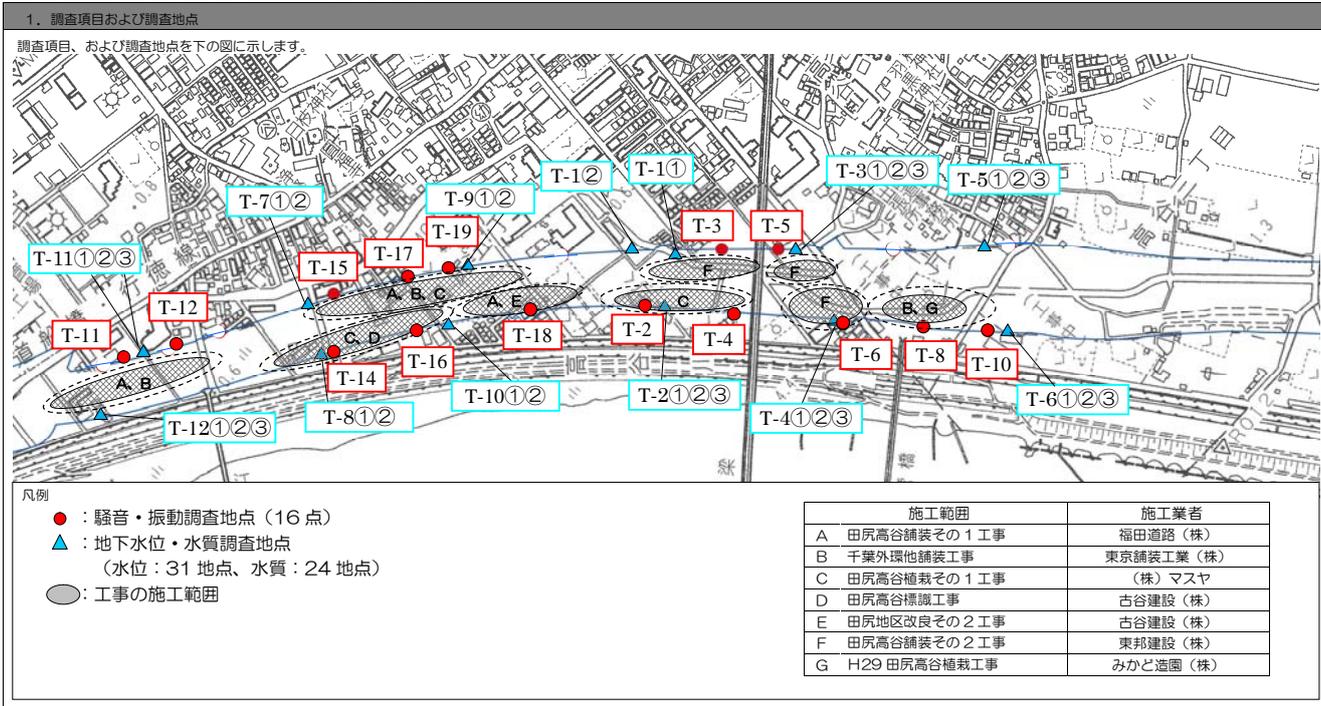


東西線周辺地区の2月の調査結果のお知らせ

■担当窓口：国土交通省関東地方整備局
首都圏道事務所 調査設計課
■電話番号：047-362-4115

平泉は、国土交通省の外環事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。
国土交通省首都圏道事務所では地域の生活環境の保全に努めつつ外環事業に取り組みのために、騒音・振動等についての調査を毎月実施しております。
そのうち、2月に実施しました調査結果についてお知らせ致します。



2. 騒音・振動調査結果

騒音レベル L_{A5} および振動レベル L_{10} の調査結果を下の表に示します。

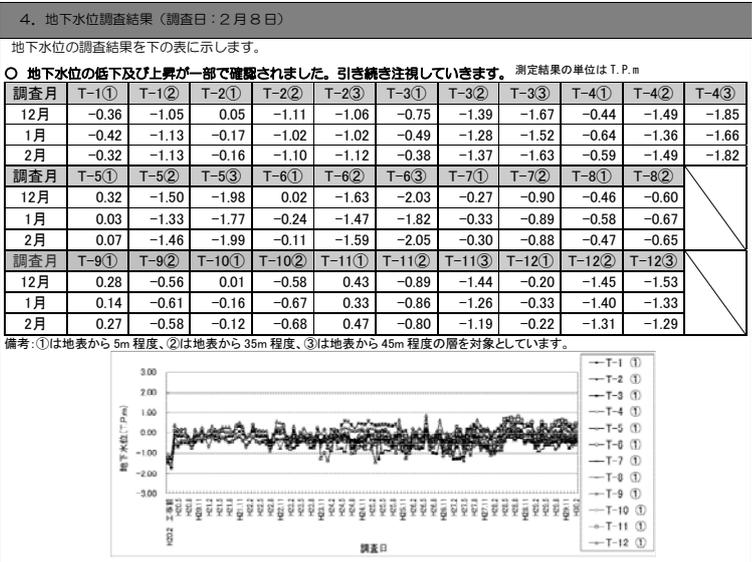
○ 法律による規制基準を満足しています。

調査地点	付近の工事内容	騒音レベル L_{A5} (dB)	振動レベル L_{10} (dB)	調査日
T-11	A 田尻高谷舗装その1工事	65dB	44dB	2月28日
T-12	B 千葉外環他舗装工事	61dB	40dB	
T-14	C 田尻高谷植栽その1工事	58dB	36dB	2月19日
T-16	D 田尻高谷標識工事	56dB	32dB	
T-15	A 田尻高谷舗装その1工事	61dB	42dB	2月26日
T-17	B 千葉外環他舗装工事	56dB	36dB	
T-19	C 田尻高谷植栽その1工事	58dB	35dB	
T-18	A 田尻高谷舗装その1工事 E 田尻地区改良その2工事	69dB	51dB	2月6日
T-2	C 田尻高谷植栽その1工事	64dB	43dB	2月3日
T-4	D 田尻高谷標識工事	73dB	46dB	
T-3	F 田尻高谷舗装その2工事	66dB	41dB	2月5日
T-5	F 田尻高谷舗装その2工事	68dB	43dB	2月9日
T-6	F 田尻高谷舗装その2工事	65dB	43dB	2月24日
T-8	B 千葉外環他舗装工事	59dB	42dB	2月21日
T-10	G, H29 田尻高谷植栽工事	59dB	46dB	2月5日 ~6日
T-5 (夜間)	F 田尻高谷舗装その2工事	62dB	34dB	

法律による規制基準：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準。特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準。

解説

- 騒音レベル L_{A5} ：騒音の大きさを騒音レベルといひ、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を L_{A5} と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に示された規制基準値と比較する値です。
- 振動レベル L_{10} ：騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を L_{10} と表します。これは、「振動規制法施行規則」に示された規制基準値と比較する値です。



3. 地下水質調査結果 (調査日：2月9日)

地下水質の調査結果を下の表に示します。

毎月調査している項目として、pHおよび六価クロムがあります。

○ pHおよび六価クロムに異変はありませんでした。

測定地点	T-1①	T-1②	T-2①	T-2②	T-3①	T-3②	T-4①	T-4②
pH	7.2	7.4	7.1	8.0	7.2	7.9	7.6	7.6
六価クロム(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
測定地点	T-5①	T-5②	T-6①	T-6②	T-7①	T-7②	T-8①	T-8②
pH	7.0	7.6	7.3	7.6	7.7	7.8	7.1	7.4
六価クロム(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
測定地点	T-9①	T-9②	T-10①	T-10②	T-11①	T-11②	T-12①	T-12②
pH	7.5	7.4	7.3	7.4	7.4	7.5	7.6	7.3
六価クロム(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

備考：①は地表から5m程度、②は地表から35m程度の層を対象としています。

解説

- 測定項目について
 - pH(水素イオン濃度)：地盤改良等に使用するセメント系固化剤は強アルカリ性を示すため、地下水中にセメントが混入した場合、pHがアルカリ性に傾くおそれがあるため監視・測定しています。pHについては地下水における環境基準は定められていません。
 - 六価クロム：地盤改良等に使用するセメント系固化剤は、条件によっては地下水に六価クロムとして溶出するおそれがあることから監視・測定しています。六価クロムの地下水における環境基準は0.05mg/l以下とされています。「0.005未満」とは当該調査において六価クロムを定量できる範囲未満であることを意味しています。

